

# 植民地期カンボジアにおける法典編纂（3）

名古屋大学大学院法学研究科特任講師

傘谷 祐之

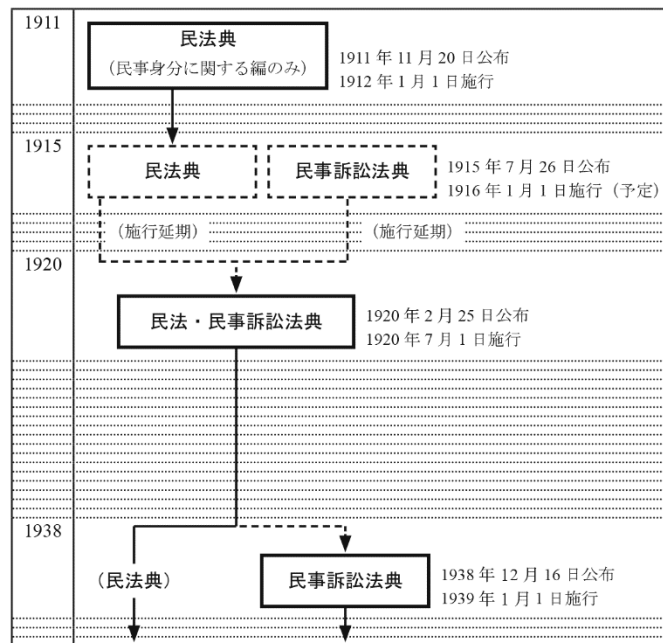
## 1. はじめに

本稿は、フランス植民地期のカンボジアで民事・刑事の主要な法典が編纂される過程を扱った連載の第3回目である。前稿（ICD NEWS 2020年9月号掲載）では、1900年代に行われた第一次法典編纂について述べた。第一次法典編纂では、フランス保護領政府とカンボジア王国政府は、中断を挟みながら10年間にわたって法典編纂に取り組み、1911年に民法典の一部（民事身分に関する編のみ）、刑法典、治罪法・司法組織法典という3つの法典を制定した。

続いて、1910年代には、第二次法典編纂が行われた。本稿では、この第二次法典編纂のうち、民事分野の法典編纂の過程を見ていきたい。

## 2. 第二次法典編纂（民事分野）

植民地期に編纂された諸法典のうち、民事分野の諸法典の変遷を図示すると、次のとおりである（図1を参照）。



(出典) 官報等を参考に筆者作成。

図1 民事分野の法典編纂（1910－1940年）

第二次法典編纂では、民法典の残る部分と民事訴訟法典の編纂が続けられた。フランス保護領政府とカンボジア王国政府は、1915年までに両法典を完成させ、一度は公布し、翌1916年から施行するものとした。しかし、その後何度も施行を延期した末、結局、2つの法典を統合した上で、1920年に「民法・民事訴訟法典（Code civil

et de procédure civile)」という単一の法典として公布・施行した。この民法・民事訴訟法典が、今日の法整備支援関係者の中で「旧民法」「1920年民法」等と呼ばれているものである。

この第二次法典編纂の過程では、少なくとも4つの委員会が相次いで設置され、法典の編纂にあたった。以下では、時系列に沿って検討する。

#### (1) 民法典草案・民事訴訟法典草案の完成（1911～1915年）

1911年11月20日に公布された民法典は、民事身分に関する1編46か条のみの不完全なものであった。残る部分の起草作業を行うため、理事長官ウトレイは、同年11月30日理事長官令（法令番号不明）により、改めて委員会を設置した<sup>1</sup>。この委員会の名称は、同理事長官令には言及はないが、後の理事長官令では「民法典の作成を担当する委員会（la Commission chargée de l'élaboration du Code civil）」<sup>2</sup>等と呼ばれている。以下では、「民法典編纂委員会」という。

民法典編纂委員会の構成員は、次表のとおりである（表1を参照）。

表1 民法典編纂委員会の委員（1911年）

	氏名	職名等
1	◎ アルベール・エドゥアール・トリコン (TORICON, Albert Edouard) *	[仏] プノンペン始審裁判所検事正
(2)	レミー・ガスパール・ベラン (BELLAN, Rémy Gaspard) *	ターカエウ理事官(?)
<2>	ピエール・ルイ・エルネスト・マレスコット (MALESCOT, Pierre Louis Ernest) *	理事長官府第一局局长
3	ミアキアヴァン (Maghavan)	王子
4	ケート (Keth)	大臣会議書記官長
5	オム (Oum)	[カ] 上級裁判所裁判官
6	ムン (Min)	[カ] 上級裁判所裁判官

◎は委員長を示す。\*はフランス人を示す。(2)のベランは1912年2月に<2>のマレスコットと交代。

[仏]はフランス司法系統の裁判所を、[カ]はカンボジア司法系統の裁判所を示す。

(出典) 1911年11月30日理事長官令および1912年2月24日理事長官令等を参考に筆者作成。

委員長には、第一次法典編纂の後半に活躍したフランス人植民地司法官僚トリコンが就任した。引き続きトリコンが編纂作業を牽引していくことが期待されていたように思われる。カンボジア側では、第一次法典編纂に引き続き、ミアキアヴァン王子やケートが委員となった。なお、前々稿・前稿でも触れたが、委員会設置の翌年である1912年に、ミアキアヴァンは新設された破毀院の長官に、ケートは法相補佐官に、

<sup>1</sup> BAC 1911, pp. 645-646. 翌1912年2月24日理事長官令（法令番号不明）により、一部の委員の交代があった（BAC 1912, p. 158.）。

<sup>2</sup> 1912年7月5日理事長官令（法令番号不明）（BAC 1912, pp. 479-480.）。

それぞれ就任する。

しかし、委員長トリコンは、その後に人事異動でカンボジアを離れることになった。そのため、委員会は改組を余儀なくされる。官報によれば、1912年7月5日理事長官令（法令番号不明）によって委員会が改組され<sup>3</sup>、後任の委員長には、サイゴンから赴任してきたアンリ・モルシェ（MORCHÉ, Henri）が就いた（表2を参照）。

表2 民法典編纂委員会の委員（1912年）

	氏名	職名等
1	アンリ・モルシェ (MORCHÉ, Henri) *	[仏] プノンペン始審裁判所検事正
2	ルイ・ジュール・アンリ・ポワレ (POIRET, Louis Jules Henri) *	理事長官府第二局局長
3	ピエール・ルイ・エルネスト・マレスコット (MALESCOT, Pierre Louis Ernest) *	理事長官府第一局局長
4	ミアキアヴァン (Maghavan)	[カ] 破毀院長官
5	ケート (Keth)	法相補佐官
6	ディ (Dy)	[カ] 控訴院第一部部長
7	カン (Kánn)	[カ] プノンペン始審裁判所長官
8	△ アントワーズ・マウ (Antoine Mau)	大臣会議次席書記官
9	アドリアン・パンヌティエ (PANNETIER, Adrien) *	医師
10	ミアス (Méas)	海相補佐官
11	----- (Oum)	[カ] 控訴院裁判官
12	----- (Sou)	職名不詳 (称号"Préa Voréak Voha")
13	△ カエウ・チア(?) (Chéa)	通訳官

△は通訳・翻訳担当者を示す。 \*はフランス人を示す。

[仏]はフランス司法系統の裁判所を、[カ]はカンボジア司法系統の裁判所を示す。

1～8は1912年7月に任命、9～13は同年9月に追加で任命。

(出典) 1912年7月5日理事長官令および同年9月3日理事長官令等を参考に筆者作成。

新しく委員長になったモルシェは、着任後しばらくして、委員の増員を理事長官に提案した。モルシェによれば、委員会は、私法を起草する都合上、カンボジアの「言語、習俗 (mœurs), 慣習 (coutumes), そして国制 (institutions)」について理解を深める必要があり、そのためには、カンボジア人委員からの聞き取りが重要であった<sup>4</sup>。理事長官は、このモルシェの提案に賛成し<sup>5</sup>、1912年9月3日理事長官令（法令番

<sup>3</sup> *ibid.*

<sup>4</sup> 民法典に関する資料ファイル中の、モルシェから理事長官に宛てた1912年8月24日付けの手紙（番号判読不能）による（ANC RSC 30545 “Préparation du code civil cambodgien. Pièce de principe”）。

<sup>5</sup> 民法典に関する資料ファイル中の、理事長官からモルシェに宛てた1912年9月3日付けの手紙第1921号による（ANC RSC 30545）。

号不明)によって、新しい委員4人を追加で任命した<sup>6</sup>。新しく委員になった4人のうち、唯一のフランス人委員であるアドリアン・パンヌティエ (PANNETIER, Adrien) は、本業は医師であり、一見したところでは法典編纂との関係は見出しがたい。しかし、パンヌティエは、1920年代にはカンボジア語・フランス語の辞書を含むカンボジア語に関する著作を幾つか公刊しており、当時のフランス人植民地官僚の中ではカンボジア語に堪能であった人物と思われる。彼の場合は、おそらくカンボジア語の語学力が評価されて委員に選ばれたのであろう。その一方で、カンボジア人委員となった海相補佐官ミアス (Méas) は、年齢は当時まだ50歳代前半であり、ミアキアヴァン王子らと大差はないものの、その出自や経歴はフランスによる行政改革以前からの伝統的な官人の系譜に属する。海相補佐官に就任する以前の1897年から1903年まで上級裁判所の裁判官を務めたことがあり、また、青少年時代には約10年間にわたって僧籍にあり、寺院で学んだ経験がある<sup>7</sup>。ミアスは、こうした経験から、他のカンボジア人たち、特に法相補佐官ケートをはじめとする通訳出身者たちには持ち得ない知見を提供できたのではないかと、と思われる。

民法典編纂委員会は、翌1913年4月3日に民法典の草案を提出した<sup>8</sup>。その数日後、理事長官ウトレイは、同年4月9日理事長官令 (法令番号不明) により、新しい委員会を設置した (表3を参照)<sup>9</sup>。同理事長官令は、この委員会の任務を、民法典編纂委員会が提出した民法典草案を再検討する (reviser[sic]) ことだと規定する。以下では、「民法典草案検討委員会」という。

表3 民法典草案検討委員会の委員 (1913年)

	氏名	職名等
1	アンリ・ベルナル・フォレ (FAURE, Henri Bernard) *	理事長官府第一局局长
2	マリー・フランソワ・ジョゼフ・ジュモ (JUMEAU, Marie François Joseph) *	理事長官府第二局局长
3	アレクシ・ルイ・チュン (Alexis Louis Chhun)	法相

\*はフランス人を示す。

(出典) 1913年4月9日理事長官令等を参考に筆者作成。

民法典草案検討委員会は、フランス人委員2人・カンボジア人委員1人のみで構成された。フランス人委員はともに植民地行政官僚であり、カンボジア人委員は当時の法相アレクシ・ルイ・チュン (Alexis Louis Chhun, 前稿掲載の写真1・前列右端)

<sup>6</sup> BAC 1912, pp. 698-699.

<sup>7</sup> ミアスの経歴は、ミアスの個人ファイル中の勤務成績個人票による (ANCRSC 12964, “Dossier personnel de M. Meas, juge au tribunal supérieur, suppléant du ministre de marine.”)。

<sup>8</sup> 1913年4月9日理事長官令の前文による (BAC 1913, pp. 259-260.)。

<sup>9</sup> *ibid.*

であった。チュンは、ケートらと同じくカンボジア語・フランス語の通訳出身者であるが、彼らとは異なり正規の教育を受けて通訳となったわけではない。フランスがカンボジアを保護領化した1863年に、チュンの父がフランス人植民地行政官僚の邸宅の建築に携わった縁で、当時は少年であったチュンもその建築現場に出入りし、フランス人との交流の中で次第にフランス語を覚え、やがて通訳になった<sup>10</sup>。カンボジア語・フランス語の通訳の中でも最初期の人物であり、民法典草案検討委員会の設置当時、既に60歳代であった。同じ通訳出身者でも、民法典編纂委員会の通訳・翻訳を担当した大臣会議次席書記官アントワヌ・マウ (Antoine Mau) などとは、四半世紀ほどの年齢差があった。ちなみに、マウはチュンの娘婿である。しかし、チュンも、フランス人委員2人も、法律専門家とは言い難く、この民法典草案検討委員会がどのような観点から法典草案を検討したのか、疑問である。

民法典草案検討委員会は、1915年夏頃までに草案の検討を終えたいらしい。カンボジア国王は、1915年7月26日王令第60号により、民法典を公布し、翌1916年1月1日より施行するとした<sup>11</sup>。

ところで、この1915年7月26日王令は、民法典だけではなく、民事訴訟法典をも合わせて公布するものであった。民事訴訟法典の起草過程については、不明な点が多い。民法典編纂委員会を設置する1911年の理事長官令や、民法典草案検討委員会を設置する1913年の理事長官令は、前述したように、それぞれの委員会の役割を「民法典」の作成や「民法典草案」の再検討としており、民事訴訟法典にはまったく触れていなかった。

しかし、少なくとも1913年に設置された民法典草案検討委員会は、民法典だけではなく民事訴訟法典をも合わせて検討したようである。というのは、1913年当時のカンボジア理事長官府の事務局長 (Directeur des Bureaux) が民法典草案検討委員会の委員長であるアンリ・ベルナール・フォレ (FAURE, Henri Bernard) に送付した手紙に、「貴方 (フォレ：筆者注) が主宰する委員会が作成した民法典草案と民事訴訟法典草案 (les projets de Codes Civil et de Procédure Civile Cambodgiens)」という字句があるからである<sup>12</sup>。また、1915年の大臣会議の議事録によれば、「カンボジアの諸法典を再検討する委員会 (la Commission de révision des Codes cam-

<sup>10</sup> アレクシ・ルイ・チュンの略歴については、傘谷「フランス植民地期歴代司法大臣の経歴 (2)」47-51頁、を参照のこと。

<sup>11</sup> BAC 1915, p. 408.

<sup>12</sup> 民法典に関する資料ファイル中の、理事長官府事務局長から民法典草案検討委員会委員長フォレに宛てた1913年12月30日付けの手紙第411号による (ANC RSC 30545)。なお、本文中で引用した部分を含む一文全体を訳出すると、「私 (理事長官府事務局長：筆者注) は、貴方 (フォレ：同) が主宰する委員会が作成した民法典草案と民事訴訟法典草案に対する所見を、検事総長殿の依頼で私に伝達する総督殿の手紙の写しを貴方に送付する光栄に浴します」となる。文中の「総督 (Gouverneur Général)」はインドシナ総督を指し、「検事総長 (Procureur Général)」はインドシナ連邦全体の司法行政の責任者である。この手紙以前に民法典・民事訴訟法典の草案をインドシナ総督府に送付して意見を求め、その回答がこの手紙とともにもたらされたのであろう。このように、植民地期のカンボジアにおける法典編纂は、インドシナ総督府の助言を求めながら行われたようである。



bodgiens)」なる委員会が民事訴訟法の草案を作成した、という<sup>13</sup>。この「カンボジアの諸法典を再検討する委員会」は、民法典草案検討委員会を指すと思われる。しかし、ここでいう「作成した (élaboré)」とは、おそらく、草案を起草したことを意味するのではなく、民法典の場合と同様に、他者が起草した草案を再検討したことを意味すると思われる。民事訴訟法典の起草者は、現時点で筆者が入手しえた資料からは、不明である。

## (2)法典の施行延期と土地法制との調整 (1915～1920年)

カンボジア王国政府は、1915年に民法典と民事訴訟法典を公布した。しかし、その後、両法典の施行は4回にわたって延期された。後に民法・民事訴訟法典を公布する1920年2月25日王令第17号の前文によれば、1916年1月10日、1917年1月12日、1918年2月7日、そして1919年1月27日の各王令が法典の施行を延期した<sup>14</sup>。

両法典の施行が延期された理由は、1915年末の時点では、別の印刷物のためにカンボジア語の活字が大量に使用されており法典の印刷が始められないこと、印刷部門が紙不足に陥っていること、という物理的な問題の他、両法典と仏領インドシナ全体の新しい土地法制との間に齟齬があり、調整する必要が生じたこと、であった<sup>15</sup>。

これらの理由のうち、インドシナ全体の土地法制との齟齬は、その解決までに数年間を要した。その経緯は、次のとおりである。フランス人植民地官僚オーギュスト・ブディヨン (BOUDILLON, Auguste) は、1915年に、カンボジアを含むインドシナ各邦の土地法制に関する報告書をフランス本国で出版した<sup>16</sup>。フランス本国の植民地省は、おそらくはこのブディヨンの報告書を参照しつつ、新たにインドシナの土地法制を立案した。その後、1915年後半に、植民地省およびインドシナ総督府からカンボジアのフランス保護領政府に対して土地法制に関する指示が出された。しかし、カンボジアでは、この指示への対応が遅れたようであり、民法典と土地法制との調整が試みられたのは1918年になってからのことであった。

フランス保護領政府は、1918年7月17日理事長官令第774号によって3つ目の委員会を設置した<sup>17</sup>。この委員会の目的は、カンボジアでの土地法制を創設するために、カンボジアの新しい民法典をブディヨンが推奨する諸規定と一致させること、

<sup>13</sup> 1915年5月20日に開催された大臣会議の第206回会議における理事長官フランソワ・マリウス・ボードワン (BAUDOIN, François Marius) の発言による (ANC RSC 32317 “Procès verbaux des séances du conseil des ministres Séance 195 à 234 [16/01/1915-30/12/1915]”)

<sup>14</sup> BAC 1920, pp. 87-88.

<sup>15</sup> 1915年12月30日に開催された大臣会議の第234回会議における理事長官ボードワンの発言による (ANC RSC 32317)。

<sup>16</sup> この点については、Béatrice Jaluzot (金子由芳訳)「アジアにおけるフランス植民地の民事法」金子由芳『アジアの市場経済化と民事法：法体系の模索と法整備支援の課題』(神戸大学出版会、2019年) 114-115頁、も参照のこと。

<sup>17</sup> BAC 1918, p. 373.

であった。以下では、この委員会を「民法典・土地法制調整委員会」という。

民法典・土地法制調整委員会は、その目的のために、カンボジア理事長官府の地籍部 (Service du Cadastre) の部長や、インドシナ総督府の土地登記・印紙局 (Service de l' Enregistrement des Domaines et du Timbre) のカンボジア事務所長など、土地法制関係者をも構成員としている (表 4 を参照)。カンボジア側では、これまで法典編纂に協力してきたミアキアヴァン王子は 1914 年に既に死去していたが、ミアキアヴァンの後任として破毀院の長官を代行していたケートや、後に法相となるカエウ・チア (Kéo Chéa) らが委員を務めた<sup>18</sup>。

表 4 民法典・土地法制調整委員会の委員 (1918年)

	氏名	職名等
1	フランソワ・アンドレ (ANDRE, François) *	[仏] プノンペン始審裁判所検事正
2	ルイ・ジュール・アンリ・ボワレ (POIRET, Louis Jules Henri) *	コムボンチュナン理事官
3	ジュール・エミール・ボルネ (BORNET, Jules Emile) *	理事長官府地籍部長
4	ギョーム・ポール・ルイ・カメ (CAMÉ, Guillaume Paul Louis) *	インドシナ土地登記・印紙局プノンペン事務所長
5	マリー・フランソワ・ジョゼフ・ジュモ (JUMEAU, Marie François Joseph) *	理事長官府第二局局長
6	エミール・アドリアン・ガストン・デザンリス (DESENLIS, Emile Adrien Gaston) *	司法省駐在代表
7	ケート (Keth)	[カ] 破毀院長官代行
8	カエウ・チア (Kéo Chéa)	内相補佐官代行

◎は委員長を示す。 \*はフランス人を示す。

[仏]はフランス司法系統の裁判所を、[カ]はカンボジア司法系統の裁判所を示す。

(出典) 1918年7月17日理事長官令等を参考に筆者作成。

民法典・土地法制調整委員会の委員長は、途中でフランソワ・アンドレ (ANDRE, François) からモーリス・テオフィル・アベール (HABERT, Maurice Théophile) に交代したらしい<sup>19</sup>。しかし、筆者は当該人事を命じる理事長官令を未見であり、その時期は不明である<sup>20</sup>。アベールは、後にカンボジア王国政府の法律顧問 (Conseiller juriste) となり、第二次法典編纂の後半に、特に刑事分野の法典を編纂する際に活躍した人物である。

<sup>18</sup> カエウ・チアの略歴については、傘谷祐之「フランス植民地期カンボジアにおける歴代司法大臣の経歴 (3・完)」『Nagoya University Asian Law Bulletin』第4号 (2018年) 30-32頁、を参照のこと。

<sup>19</sup> 1920年2月19日に開催された大臣会議の第369回会議の議事録による (ANC RSC 32322, "Procès verbaux des séances du conseil des ministres Séance 365 à 402 [08/01/1920-30/12/1920]" )。

<sup>20</sup> ある資料によれば、1919年1月29日理事長官令が民法典・土地法制調整委員会を改組した、というので、その際のことか (NICOLAS, L. P., Le Cambodge, dans Indochine française, Section d' Administration Générale, Direction de l' Administration de la Justice, *La Justice en Indochine : Organisation général :La Justice indigène*, Hanoi : Imprimerie d' Extrême-Orient, 1931, p. 148)。

なお、1915年の時点では、民法典と民事訴訟法典とは別個の法典として準備されていたが、民法典・土地法制調整委員会の作業の過程で両者は統合され、民法・民事訴訟法典という単一の法典となった<sup>21</sup>。その理由は、定かではない。

### (3) 1920年民法・民事訴訟法典の公布・施行

カンボジア国王は、前述の1920年2月25日王令により、この民法・民事訴訟法典を公布し、同年7月1日から施行するものとした<sup>22</sup>。同法典は、全4部 (livre) 1738か条であり、法典の冒頭に置かれた「法律とその効果 (des lois et de leurs effets)」と題する編 (第1～19条) の後、第1部「人 (des personnes)」(第20～626条)、第2部「財産 (des bien)」(第627～788条)、第3部「債務 (des obligations)」(第789～1365条)、そして第4部「訴権及び訴訟手続 (des actions et de la procédure)」(第1366条～1738条) で構成される。第1部から第3部までが民法に相当し<sup>23</sup>、第4部が民事訴訟法に相当する。

この民法・民事訴訟法典について、1930年代初頭にカンボジアの法律顧問を務めたラウル・ルイ・ピエール・ニコラ (NICOLAS, Raoul Louis Pierre) は、1931年に公刊された論文の中で、アベールによる「報告 (le rapport de présentation)」を長文で引用している<sup>24</sup>。それによれば、アベールら民法・民事訴訟法典の編纂者たちは、法典を編纂するに際して、19世紀後半のフランス人植民地行政官僚エイモニエヤルクレールらのカンボジア法に関する著作を参照した他、カンボジア人の高官たちから提供された知見を参考にした、という。高官たちのうち、その名前が言及されているのは、1920年当時の法相チュン、破毀院長官代行ケート、法相補佐官ヒン・パエン、内相補佐官代行カエウ・チアらである。その結果、民法・民事訴訟法典の構成は、フランス本国の民法典をその範としつつも、カンボジアの事情を斟酌して幾許かの変更が加えられた。たとえば、相続に関する条文は、フランス民法典では第3部「所有権取得の種々の方法 (des différentes manières dont on acquiert la propriété)」に置かれていたが、カンボジアの民法・民事訴訟法典では第1部「人」に置かれていた。

この民法・民事訴訟法典について、カンボジア国立文書館は、同法典のフランス語版を収録した冊子を所蔵している<sup>25</sup>。この冊子の表紙には「1920年」と記載があり、

<sup>21</sup> 脚注19に同じ。

<sup>22</sup> 脚注14に同じ。

<sup>23</sup> 民法・民事訴訟法典のうち民法に相当する第1部から第3部までのより詳細な目次は、リム・スレイスロツ「カンボジアにおける不動産法制度の発展と課題: 現地調査と具体的事案を踏まえて」『早稲田法学会誌』第70巻1号(2019年)96頁、を参照のこと。

<sup>24</sup> NICOLAS, *op. cit.*, pp. 148-152.

<sup>25</sup> Anonymous [Royaume du Cambodge ?], *Code civil et de Procédure Civile cambodgiens : d'après les travaux des Commissions instituées par Arrêtés des 5 Juillet et 3 Septembre 1912, 9 Avril 1913, 19 Juillet 1918 et 29 Janvier 1919.*, Phnom-Penh: Imprimerie du Protectorat, 1920. なお、この冊子の表題には「1918年7月19日 (19 Juillet 1918)」の「命令 (Arrêtés)」により委員会が設置されたとあるが、この「委員会」は民法典・土地法制調整委員会を指すと思われるところ、官報によれば、民法典・土地法制調整委員会の設置は1918年7月1「7」日理事長官令によるので、この冊子の誤記と思われる。



同法典の公布・施行に相前後して印刷・出版されたものと思われる。

同法典のカンボジア語版も、フランス語版とほぼ同時に印刷・出版されたと推測される。というのは、同法典の公布前に、同法典をカンボジア語に翻訳するための委員会が設置されているからである（表5を参照）。

表5 民法・民事訴訟法典翻訳委員会の委員（1919年）

	氏名	職名等
1	◎ ケート (Keth)	[カ]破毀院長官代行
2	◇ ヒン・パエン (Hing Penn)	法相補佐官
3	◇ アントワヌ・マウ (Antoine Mau)	海相補佐官
4	◇ カエウ・チア (Kéo Chéa)	内相補佐官代行
5	◇ トン・チョイ (Ton Tiay)	理事長官府第二局書記官
6	◇ ---- (Nam Sien)	理事長官府官房書記官
7	◆ エミール・アドリアン・ガストン・ <u>デザンリス</u> (DESENLIS, Emile Adrien Gaston) *	司法省駐在代表
8	◆ ロランド・テオドール・エミール・ <u>メイエ</u> (MEYER, Rolland Théodore Emile) *	理事長官府第二局職員(?)

◎は委員長を、◇は正構成員を、◆は補助構成員を示す。 \*はフランス人を示す。

[カ]はカンボジア司法系統の裁判所を示す。

(出典) 1919年4月14日理事長官令等を参考に筆者作成。

この委員会を設置する1919年4月19日理事長官令（法令番号不明）によれば、この委員会は、フランス語で起草された民法・民事訴訟法典をカンボジア語に翻訳することを任務とする<sup>26</sup>。以下では、「民法・民事訴訟法典翻訳委員会」という。

民法・民事訴訟法典翻訳委員会は、本稿で紹介した他の3つの委員会とは異なり、カンボジア人委員を中心にして構成された。委員長を務めるのは破毀院長官代行ケートであり、委員には、法相補佐官ヒン・パエン、海相補佐官アントワヌ・マウ、内相補佐官代行カエウ・チアらが就いた。彼らのうち、カエウ・チアは、1927年から1933年まで法相を務め、次いで、ヒン・パエンが、1933年から1942年まで法相を務めることになる。彼らは、いずれもカンボジア語・フランス語の通訳出身者であり、第一次・第二次法典編纂に、当初は通訳・翻訳担当者として、後に委員として関与した。このように、通訳出身者が、法典編纂に関わる中で次第に地位を高め、やがて行政・司法上の要職に就く、というのが植民地期カンボジアの特徴であった。

この民法・民事訴訟法典翻訳委員会の作業により、同法典の公布の時点で、同法典のフランス語版だけではなくカンボジア語版も準備されていたと思われる。しかし、同法典のカンボジア語版は、カンボジア国立文書館にも所蔵されておらず、筆者は未見である。

<sup>26</sup> BAC 1919, pp. 206-207.

### 3. 小活

本稿では、1910年代に取り組みられた第二次法典編纂のうち、民事分野の法典編纂の過程を検討した。この第二次法典編纂と、1900年代の第一次法典編纂とが異なる点として、次の2点を指摘することができる。第1に、法典編纂に関わる委員会の構成員である。第一次法典編纂では、その終盤の一時期を除いて、各委員会ではカンボジア人委員が多数を占めた。その出自も王族や仏教界の代表者などを含む多様なものであって、中にはフランス語を解さない者もいた。そのためにカンボジア語・フランス語の通訳・翻訳担当者が置かれ、双方の言語を用いて議論がなされたと思われる。しかし、第二次法典編纂では、民法・民事訴訟法典翻訳委員会以外の各委員会でフランス人委員が多数を占めた。カンボジア人委員についても、そのほとんどはカンボジア語・フランス語の通訳出身者であり、通訳・翻訳担当者を置かずとも委員自身がフランス語のみで議論することが可能であった。

第2に、法典の草案を確定案とする際の手続きである。第一次法典編纂では、法典の草案を確定する前の段階でカンボジア語訳を作成し、カンボジア人のみで構成される会議で草案を検討し、その上で確定案とした。この手続きは、やや形式的ではあるものの、カンボジア側に政治的に配慮したものと思われる。それに対して、第二次法典編纂では、フランス語による議論を経て草案がほぼ確定した後になってカンボジア語への翻訳が試みられたように見える。

これらの点から、2つの時期で編纂の方針が異なることが推察できよう。しかし、この点については、次稿において、第二次法典編纂における刑事分野での法典編纂についても検討した後に、改めて触れることにしたい。

#### 文献略語

ANC Archives National du Cambodge

BAC *Bulletin administratif du Cambodge*

RSC Résident Supérieur au Cambodge